

令和5年度 事業計画書

I. 基本方針

わが国の畜産は、新型コロナウイルスのパンデミックによる消費低迷やウクライナ戦争、円安などの影響で飼料や生産資材の高騰が長引き、加えて豚熱、高病原性鳥インフルエンザが全国規模で流行するなど危機的状況が続いています。さらに各国との貿易協定に基づく関税の削減や撤廃が進み、輸入畜産物との競争がますます激化しています。

この状況にあって国は、食料安全保障の取組みを強化して国内資源の活用へと構造転換を図り、資材高騰への対応や生産物の適正な価格形成に向けた環境整備を行うこととしています。同時にスマート技術の活用による労働力不足の解消や生産性向上を通じて生産基盤を維持・強化する方針です。また、輸出額2兆円の目標を掲げて輸出産地の形成や品目団体の認定、輸出支援プラットフォームの設立など海外市場に向けた売り込みが加速化されることとなります。新たに設定されたみどりの食料システム法の基本方針では堆肥利用を促進し、有機農業を拡大して環境負荷の少ない持続可能な食料システムの確立を目指すこととなっています。このほか生産現場から要望の強い配合飼料価格安定制度における財源確保や価格の高止まり時における補てんのあり方など、飼料価格安定制度の本格的な見直しも進められています。

このような中で当社は、配合飼料価格の変動による畜産経営への影響を軽減する配合飼料価格差補てん事業を基本事業として適正な運営を行い、国、県等が行う施設・機械類の整備や畜産経営安定対策、家畜防疫対策など各種の畜産振興事業に取り組み、畜産経営者を支援して畜産の健全な発展と畜産物の安定供給に貢献します。

II. 事業計画

1. 配合飼料価格差補てん事業

配合飼料価格の急激な変動による畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格差補てん事業を実施します。畜産経営者の代理人である飼料荷受組合及び上部団体である一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金(以下「全日基」という。)と配合飼料価格差補てん基本契約及び数量契約を締結し、積立金の徴収及び全日基への納入、補てん発動の際の購入数量・販売数量報告のとりまとめ及び全日基への報告、全日基からの補てん金の受入れ及び支払いなどの業務を行い畜産経営者を支援します。

令和5年度の配合飼料価格差補てん契約

飼料荷受組合	契約件数	契約数量	備考
15 組合	873 件	534,169 トン	

2. 畜産環境整備リース事業

畜産経営に必要な施設整備や機械導入に要する投資を軽減するため、一般財団法人畜産環境整備機構(以下「整備機構」という。)が実施する畜産高度化支援リース事業等について、整備機構との業務委託契約に基づき、貸付申請等のとりまとめ、検収の実施、貸付料等の徴収と整備機構への納入、貸付物件の適正管理等の業務を行い畜産経営者を支援します。

3. 肉用子牛生産者補給金事業

肉用子牛生産者補給金制度について、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「畜産協会」という。）との事務委託契約に基づき、生産者補給金交付契約書のとりまとめ、個体登録や販売・異動報告書の点検、保留確認及び畜産協会への報告、積立金・事務負担金の徴収及び畜産協会への納入等の業務を行い肉用牛経営者を支援します。

4. 肉用牛肥育経営安定交付金事業

肉用牛肥育経営安定交付金制度について、畜産協会との業務委託契約に基づき、肥育牛補てん金交付契約のとりまとめ、個体登録、販売・異動報告書の点検、疑義事項の処理、畜産協会への報告、積立金・事務負担金の請求等の業務を行い肉用牛経営者を支援します。

5. 肉豚経営安定交付金事業

肉豚経営安定交付金制度について、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への参加申請等の事務を本会に委託された養豚経営者と事務委託契約を締結、飼料荷受組合と事務再委託契約を締結して参加申込み、販売確認申出書等のとりまとめと機構への提出、生産者負担金の徴収並びに機構への納入等の業務を行い養豚経営者を支援します。

6. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

飼料荷受組合及び熊本県商系畜産振興クラスター協議会と連携して省力化機械等のリース事業や優良繁殖雌牛の増頭により高収益型の畜産を育成する畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に取り組み畜産経営者を支援します。

7. その他の畜産振興事業の取り組み

国、県が推進する肉用牛経営安定対策補完事業、養豚経営安定対策補完事業、家畜防疫対策関係事業等に取り組む生産集団の育成など推進体制を整備して事業参加を希望する畜産経営者を支援します。

また、一般社団法人全日本畜産経営者協会や熊本県耕畜連携推進協議会、熊本県畜産GAP推進協議会などが実施する事業に参加します。